

令和4年度
第2回新宿区国民健康保険運営協議会

審議事項資料

1. 【諮問事項】 新宿区国民健康保険料率の改定について
2. 【諮問事項】 低所得者の保険料の軽減判定所得の改定について
3. 【諮問事項】 出産育児一時金の支給額の改定について

令和5年3月11日
新宿区健康部医療保険年金課

1. 【諮問事項】 新宿区国民健康保険料率の改定について

1. 令和5年度保険料率（案）

○令和5年度「特別区基準保険料率」（令和5年2月16日区長会総会決定）を適用し、新宿区国民健康保険料率を、次の改定案の通りとする。

区 分		改正案	現 行	増減	増減率
医療（基礎）分	所得割	7.17/100	7.16/100	0.01/100	0.14%
	均等割	45,000円	42,100円	2,900円	6.89%
	賦課割合	58：42	58：42	据置	—
	限度額	650,000円	650,000円	据置	—
後期高齢者支援金分	所得割	2.42/100	2.28/100	0.14/100	6.14%
	均等割	15,100円	13,200円	1,900円	14.39%
	賦課割合	58：42	58：42	据置	—
	限度額	220,000円	200,000円	20,000円	10.00%
介護納付金分	所得割	1.75/100	2.04/100	△0.29/100	△14.22%
	均等割	16,200円	16,600円	△400円	△2.41%
	賦課割合	58：42	57：43	—	—
	限度額	170,000円	170,000円	据置	—

○医療（基礎）分と後期高齢者支援金分が増額、特に均等割の増加が大きい。介護納付金分は、均等割が微減。平均所得が大幅に増える推計のため、所得割率は△0.29ポイントの大幅減となる。

○令和5年度税制改正により、後期高齢者支援分の限度額が+20,000円となる。

○新宿区国民健康保険条例の改正を行う。

1. 【諮問事項】 新宿区国民健康保険料率の改定について

2. 特別区基準保険料率算定における基本的な考え方

国保制度改革に伴う特別区の対応方針（平成 29 年 11 月 14 日区長会総会）

○ 都内保険料水準の統一

将来的な方向性に沿って段階的に移行すべく 23 区統一で対応する。

ただし、この水準を参考に各区独自に対応することも可。

○ 医療費の適正化

医師会・薬剤師会等の関係機関に対し、糖尿病重症化予防に関する協力やジェネリック医薬品の利用促進等への働きかけを広域的に行い、医療費適正化を図る。

○ 収納率の向上

各区にて、保険料の現年分・過年度分を合わせた収納率の向上を図る。

○ 法定外繰入の解消又は縮減

国の激変緩和期間である 6 年間を目途に、段階的・計画的に、特別区独自の 激変緩和を段階的に縮小しながら、法定外繰入の削減・解消を目指す。

○特別区基準保険料率は、この対応方針に従って、特別区長会が算定・決定している。

○国保制度改革で平成30年度から導入された納付金方式は、都内市町村の状況から区部の保険料の急増が見込まれた。このため、平成30年度から令和5年までの6年間の激変緩和措置を行うこととした。

1. 【諮問事項】 新宿区国民健康保険料率の改定について

3. 令和5年度納付金額①～国確定係数に基づく東京都の納付金額

○東京都は、国が示した確定係数に基づき、都の国保被保険者数及び医療費の状況等をもとに算定した「納付金額」を次のとおり示している（令和4年12月26日国通知）。

令和5年度確定係数による納付金額（東京都）

○ 納付金必要額（一般分）

■ 令和4年度確定係数による算定

給付費 7,865億円	国・都 公費 3,523 億円	前期 高齢者 交付金 2,346 億円	納付金 必要額 4,346 億円
後期支援金 1,617億円			
介護納付金 733億円			



■ 令和5年度確定係数による算定

給付費 8,336億円	国・都 公費 3,710 億円	前期 高齢者 交付金 2,475 億円	納付金 必要額 4,591 億円
後期支援金 1,734億円			
介護納付金 706億円			

事項	R4算定 (確定係数)	R5算定 (確定係数)	差	伸び率
被保険者数（医療・後期）	267万4千人	259万3千人	▲8万1千人	▲3.0%
給付費総額	7,865億円	8,336億円	471億円	6.0%
1人当たり給付費	294,173円	321,533円	27,360円	9.3%
納付金総額 ※	4,346億円	4,591億円	245億円	5.6%
1人当たり納付金額 ※	189,368円	203,623円	14,255円	7.5%

※医療・後期・介護ごとに算出し、合算した金額

令和4年度第2回東京都国民健康保険運営協議会資料より

- 1人当たり給付費は、令和4年度と比較して伸び率+9.3%、+27,360円。
（参考）令和3年度と令和4年度を比較すると+3.1%、+8,923円。
- 1人当たり納付金の増額分14,255円の主な要因は以下のとおり。

【歳出の主な要因】

- ・ 給付費の増 +27,360円
※1人当たり給付費及び給付率が増加したため。
- ・ 後期高齢者支援金の増 +6,398円
※国係数の令和5年度加入者1人当たり負担見込額が増加したため。
- ・ 介護納付金の減 ▲388円
- ・ 財政安定化基金積立金の増 +1,267円

【歳入の主な要因】

- ・ 国庫負担金の増 ▲7,886円
- ・ 都繰入金金の増 ▲1,426円
- ・ 前期高齢者交付金の増 ▲7,682円
- ・ 特例基金(財政基盤強化分)の活用 ▲1,047円

1. 【諮問事項】 新宿区国民健康保険料率の改定について

4. 令和5年度納付金額②～確定係数に基づく特別区の納付金額

○東京都は、特別区の国保被保険者数や医療費の状況等を基に算定した「納付金（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分）」として、次の通りに示している（2月上旬）。

令和5年度確定係数による特別区の納付金額

事項		令和4年度	令和5年度	差	伸び率
特別区の被保険者数	医療分・後期分	1,821,169人	1,769,363人	▲ 51,806人	▲ 2.8%
	介護2号被保険者	682,681人	657,108人	▲ 25,573人	▲ 3.7%
特別区の納付金総額		303,956,758,015円	322,291,655,483円	18,334,897,468円	6.0%
	医療(基礎)分	212,031,288,342円	225,249,322,134円	13,218,033,792円	6.2%
	後期支援金分	62,656,622,061円	69,191,147,573円	6,534,525,512円	10.4%
	介護納付金分	29,268,847,612円	27,851,185,776円	▲ 1,417,661,836円	▲ 4.8%
1人当たり納付金額		193,704円	208,794円	15,090円	7.8%
	医療(基礎)分	116,426円	127,305円	10,879円	9.3%
	後期支援金分	34,405円	39,105円	4,700円	13.7%
	介護納付金分	42,873円	42,384円	▲ 489円	▲ 1.1%

※退職被保険者等の納付金は除く

- 被保険者数は▲2.8%。納付金総額については、医療分は約132億円増(+6.2%)、後期支援金分は約65億円増(+10.4%)、介護納付金分は、▲4.8%。納付金相当額を被保険者から保険料として徴収し都に納付する。
- 1人当たり納付金額は、医療分10,879円増(+9.3%)、後期支援金分4,700円増(+13.7%)、介護納付金分は489円減(▲1.1%)。

1. 【諮問事項】 新宿区国民健康保険料率の改定について

5. 納付金の急増に対する特別区長会の対応

○令和4年10月20日、特別区国民健康保険課長会は、東京都国民健康保険課長に対して要望を行った（「令和5年度国民健康保険事業費納付金算定に関する要望について」）。

- ・ 令和3年度の基金取崩しは、新型コロナウイルス感染症拡大による当初見込めなかった保険給付費の急増が原因であり、その償還を保険料に転嫁するべきではない。
- ・ 納付金算定において、既存の制度を超えた特例的な財政支援措置を講じること
- ・ 国に対し具体的な財政支援を強く求めていくこと

○東京都が11月に示した仮算定では、特例的措置等は示されず、東京都の1人当たり納付金額は、対前年度+8.1%、1人当たり保険料は、+8.9%であった。このため、特別区国保・年金担当部長会は、**令和4年12月1日**、東京都地域保健担当部長に対して要望を行った（「令和5年度国民健康保険事業費納付金本算定に関する要望について」）。

- ・ 確定係数による国保事業費納付金等の算定に向け、国民健康保険制度が安定的かつ持続的に運営できるよう、特殊な影響による保険料の急増を抑制するため必要な財政措置を特例的に講じること

○2月の本算定においても特例的な財政支援措置等は示されず、1人当たり納付金額は、対前年度+7.5%、1人当たり保険料は、+8.3%であった。これを受け、**特別区長会は、国及び東京都に対して緊急要望を行った**（「令和5年度国民健康保険事業費納付金算定結果に対する緊急要望」）。

都知事あて緊急要望（令和5年1月23日）、厚生労働大臣あて緊急要望（令和5年1月27日）

- ・ 医療費増の要因は、感染拡大に伴う検査・診療数の増加や診療報酬上の特例的な取り扱い等の新型コロナウイルス感染症による特殊な影響である。
- ・ こうした影響を被保険者の負担として保険料に転嫁することは避けるべきであり、制度の枠を超えた対応、支援策が必要である。
- ・ 特別区長会は、国及び都の責任において必要な財政措置を特例的に講じることを強く要望する。
- ・ 今回の要望に至る事態は、国民健康保険制度が抱える構造的課題が根底にあることから、国は、保険料負担の激変緩和策や公費負担のあり方も含めた制度の抜本的かつ具体的な解決策も早期に講じるべき。

1. 【諮問事項】 新宿区国民健康保険料率の改定について

6. 納付金増の原因分析（医療費の分析・動向、基金償還等）

○都の医療費推計に含まれている新型コロナウイルス感染症に係る公費負担医療を調査した結果、令和4年3月～7月までの5か月の公費負担医療費実績は、特別区全体で約79億円（前年度約66億円）であり、推計すると約**137億円**（前年度約106億円）となった。

自己負担分が公費負担の対象となる医療費 ※7割相当は医療保険が負担
(1) 新型コロナウイルス感染症の感染を疑う患者に対するPCR検査等
(2) 保健所が認定した宿泊療養・自宅療養中に受けた医療
(3) 感染症法に基づく入院医療費

参考資料2-6「公費(法28)新型コロナウイルス感染症レセプト抽出調査」参照

○令和3年度の医療費実績が予算額を超えたため、東京都は、財政安定化基金約55億円を取崩したが、政令等の規定により取崩額は令和5年度以降3年間の納付金に加算（R⑤33億、R⑥11億、R⑦11億）されるため、令和5年度納付金には、特別区全体で約**20億円**の償還分が含まれている。なお、令和4年度も医療費実績が推計を超える見通しであり基金を取崩して対応するとのことである。

○厚生労働省は、令和3年度概算医療費の伸び率4.6%の要因分解を示しているが、減要因（人口減の影響、診療報酬改定等）が▲1.4%になる一方、増要因として、高齢化の影響が1.1%、医療の高度化などその他が5.0%になるとした。なお、東京都の伸び率は対前年比7.4%と増加幅が大きい。

○国保中央会の令和3年度国保診療報酬特別審査委員会の審査状況によると、国保と後期高齢の高額レセプトは前年度比16.9%増で増加傾向であり、医療費増の主な原因を、高額薬剤普及のほか新型コロナウイルス感染症の感染拡大や診療報酬上の特例措置が影響したとしている（前年度比297.6%）。他には「膠原病（全身型重症筋無力症等）」が前年度比155.5%（高額薬剤の普及）、「泌尿器」が前年度比124.7%であった。

○社会保険適用拡大により、現役世代が被用者保険に移行することで、これまで以上に医療費がかかる層の被保険者割合が高まること（1人当たり医療費増）が想定される。

※事業所規模の変更・被保険者総数が常時500人→100人（R④から）、常時100人→50人（R⑥から）。

1. 【諮問事項】 新宿区国民健康保険料率の改定について

7. 特別区長会での協議①～特別区独自の激変緩和割合の据置

高齢化や医療の高度化等による医療費増が今後も見込まれる中、国都の制度的見直しもなく、財政規律の確保も重要とする一方で、物価高騰等による被保険者の現況も考慮すべきなど、様々な角度から検討



平成30年度の国保制度改革に伴う6年間の特別区独自の激変緩和措置について、物価高騰やコロナ禍における被保険者の現状を踏まえ、ロードマップを計画通り進められる状況ではないと判断し、**独自激変緩和割合を据置く**ことで合意した。

●独自激変緩和割合（計画値）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
激変緩和割合	94%	95%	96%	96%	97.3%	98.6%

●変更後

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
激変緩和割合	94%	95%	96%	96%	97.3%	97.3%

参考資料2-5「特別区独自の激変緩和措置について」参照

1. 【諮問事項】 新宿区国民健康保険料率の改定について

8. 特別区長会での協議②特殊な医療費増分、基金償還分の補てん

○新型コロナウイルス感染症に係る公費負担分医療費の増及び財政安定化基金取り崩し分の償還による納付金の増分を被保険者の負担として保険料に転嫁することは避けるべきであり、通常の医療費の枠組みと切り離して考えることが適当であるとの考えから、**特殊な事情による負担抑制を行う**こととなった。

令和4年度保険料率算定時と同様、新型コロナウイルス感染症に係る医療費保険負担分「**137億円**」を一般財源から**医療（基礎）分に投入**して保険料率を算定する。

+

特別区の償還金相当額「**20億円**」を一般財源から**医療（基礎）分に投入**して保険料率を算定する。

合計157億円の投入

○激変緩和割合の据置き及び特殊な事情による負担抑制について、医療分納付金総額に投入する金額を納付金総額に対する割合に換算すると90.3%になる。令和4年度は、92.3%であった。

○令和5年度は、特殊な事情による負担抑制157億円と特別区独自の激変緩和措置87億円、計244億円の法定外繰入により平均保険料の伸び率を圧縮する。

1. 【諮問事項】 新宿区国民健康保険料率の改定について

9. 負担抑制の効果（特別区基準保険料率）

区 分		負担抑制後	本来案（抑制前）	効果額等	削減率
（基礎） 医療 分	所得割	7.17/100	8.13/100	▲0.96/100	▲ 11.81%
	均等割	45,000円	49,500円	▲4,500円	▲ 9.09%
	限度額	650,000円	650,000円	0円	0.00%
後期 高齢者 支援 金分	所得割	2.42/100	2.44/100	▲0.02/100	▲ 0.82%
	均等割	15,100円	15,300円	▲200円	▲ 1.31%
	限度額	220,000円	220,000円	0円	0.00%
1人当たり保険料（特別区） 【医療+後期支援】		143,363円	154,399円	▲11,036円	▲ 7.15%
対前年度伸び幅		11,550円	22,586円	▲11,036円	▲ 48.86%
対前年度伸び率		8.76%	17.13%	▲8.37pt	▲ 48.86%
付介 金護 分納	均等割	16,200円	16,500円	▲300円	▲ 1.82%
	限度額	170,000円	170,000円	0円	0.00%
1人当たり保険料（特別区） 【医療+後期支援+介護】		182,171円	193,758円	▲11,587円	▲ 5.98%
対前年度伸び幅		10,791円	22,378円	▲11,587円	▲ 51.78%
対前年度伸び率		6.30%	13.06%	▲6.76pt	▲ 51.76%

※「本来案」は、特別区独自の激変緩和措置における激変緩和割合を98.6%とした場合の試算

※「負担抑制後」は、激変緩和割合を97.3%としたうえで、医療分の納付金額を157億円減算して算定

1. 【諮問事項】 新宿区国民健康保険料率の改定について

10. 令和5年度保険料率(案)・新宿区の被保険者への影響 1

○ 1人当たり保険料は、以下のとおり。

	令和5年度(案)		令和4年度		差額	伸び率
	被保険者数	1人当たり保険料	被保険者数	1人当たり保険料		
医療(基礎)分	85,462人	101,562円	83,146人	95,635円	5,927円	6.20%
後期高齢者支援金分	85,462人	34,210円	83,146人	30,119円	4,091円	13.58%
介護納付金分	27,931人	36,403円	28,692人	36,418円	▲ 15円	▲ 0.04%
医療+後期支援 (介護2号被保険者ではない)	57,531人	135,772円	54,454人	125,754円	10,018円	7.97%
医療+後期+介護 (介護2号被保険者)	27,931人	172,175円	28,692人	162,172円	10,003円	6.17%
被保険者全体	85,462人	147,669円	83,146人	138,321円	9,348円	6.76%

※保険料減免分及び未就学児の均等割保険料減額分は含まれない

○ 1人当たり保険料は、医療+後期支援金が13万5,772円、**＋7.97%**（前年度**＋2.01%**）、内訳は、医療分**＋6.20%**、後期支援金分**＋13.58%**で、後期支援金分の伸び幅が著しい。令和5年度は、過去最大規模の負担抑制を行っているが、近年で大幅な伸びとなっている。

○ 介護納付金分は**▲0.04%**であるため、40から64歳までの介護保険第2号被保険者は**＋6.17%**（前年度**▲0.15%**）となり、17万2,175円となる。

○ 子どもの均等割軽減及び保険料減免を含めて算定すると、医療+後期支援が6,870円増・前年度比**＋6.31%**、介護2号被保険者が6,741円増・前年度比**＋4.78%**、被保険者全体が6,238円増・前年度比**＋5.20%**となる。

1. 【諮問事項】 新宿区国民健康保険料率の改定について

1 1. 令和5年度保険料率（案）・新宿区の被保険者への影響 2

○世帯構成別・総所得金額別試算である「保険料の試算（全世帯）」によると、特別区独自の激変緩和措置により、全体に対して約87億円（新宿区では、約4.1億円）、医療費推計の大幅な増などを受けて、特別区として医療分に対して157億円（新宿区では約7.5億円）の大規模な負担抑制を行ったものの、医療分と後期支援金分の均等割保険料増額の影響で、介護保険料の減額の影響がある総所得金額600～800万円の世帯を除き、年間平均保険料が増額となっている。

○構成比で57.1%を占める総所得金額43万円以下の世帯（均等割保険料のみ賦課）は、均等割保険料の7割減額があるため、年間保険料の増は1,450円、（月当たり121円増）となる。軽減分の保険料相当額は、都・区・国が負担する（負担割合はおおむね55:25:20）。

○均等割軽減が適用されない総所得金額100～300万円の世帯への負担感が大きい。100～200万円の世帯では、年間4,405円（月当たり367円）の増。また、800万円以上の高額所得者は、賦課限度額改定の影響で年間1～2万円の増となる。

参考資料1-1「保険料の試算(全世帯)」参照

参考資料2-2「3 東京都への事業費納付金及び特別区独自激変緩和策・負担抑制策の影響額」参照

2. 【諮問事項】 低所得者の保険料の軽減判定所得の改定について

低所得者の保険料の軽減判定所得の改定

令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日閣議決定）において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、物価の動向等を踏まえ、5割軽減、2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされた。これに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずることとされ、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部を改正する政令（令和5年政令第24号）が公布され、軽減判定所得が引き上げられる。

このため、新宿区国民健康保険条例に規定する軽減判定所得を同額に引き上げる。

【軽減判定式】

43万円 + 【給与または年金所得者の合計数 - 1】 × 10万円 + A円 × 【世帯の被保険者と特定同一世帯所属者の人数】

	改正後	改正前
5割軽減判定におけるAの金額	<u>29万円</u>	<u>28.5万円</u>
2割軽減判定におけるAの金額	<u>53.5万円</u>	<u>52万円</u>

【改正条項】 新宿区国民健康保険条例第19条第2項

3. 【諮問事項】 出産育児一時金の支給額の改定について

出産育児一時金の支給額の引き上げ

健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）が公布され、令和5年4月1日から出産育児一時金の支給額が50万円に引き上げられる。

国民健康保険では、当該支給額を条例で定めることとされているため、新宿区国民健康保険条例に規定する出産育児一時金の支給額を同額に引き上げる。

新宿区国民健康保険条例（対象条項等）

改正後	改正前
(出産育児一時金) 第10条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として 50万円 を支給する。 2 略	(出産育児一時金) 第10条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として 42万円 を支給する。 2 略

【改正条項】 新宿区国民健康保険条例第10条第1項